



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

545	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	1
546	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	9
547	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	10
548	〃	(〃).....	10
549	〃	(〃).....	11
550	基本測量の実施	(技術調査課).....	12
551	公共測量の終了	(〃).....	13
552	〃	(〃).....	13
553	道路の区域変更	(道路保全課).....	13
554	道路の供用開始	(〃).....	13
555	〃	(〃).....	14
556	道路の区域変更	(〃).....	14
557	道路の供用開始	(〃).....	14
558	境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定	(〃).....	15
559	廃川敷地の発生	(河川課).....	16
560	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	16
561	〃	(〃).....	17
562	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	17
563	和歌山県収納員証の無効	(会計課).....	18

○ 公安委員会告示

14	警備員指導教育責任者講習の実施	18
----	-----------------	-------	----

○ 労働委員会告示

1	あっせん員候補者名簿の公示	21
---	---------------	-------	----

○ 公告

	紀の川水系貴志川圏域河川整備計画の策定	(河川課).....	22
--	---------------------	------------	----

告 示

和歌山県告示第545号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システムの運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	9,900円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,100円
(エ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等パンチ処理(法人番号)	1件当たり	3円
(カ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	39,600円
(キ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	82,600円
(ク) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,300円
(ケ) 更正・決定処理	1か月当たり	71,800円
(コ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(サ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,300円
(シ) 是認入力処理	1か月当たり	108,500円
(ス) 月例統計処理	1か月当たり	151,000円
(セ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	297,000円
(ソ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	297,000円
(タ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,000円
(チ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	74,200円
(ツ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	71,800円
(テ) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(ト) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	79,200円
(ナ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	29,700円
(ニ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	44,500円
(ヌ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	26,700円
(ネ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	19,800円
(ノ) 国税突合処理	1か月当たり	39,600円
(ハ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヒ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,100円
(フ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,200円
(ヘ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	99,000円
(ホ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	49,500円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円

(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理	1か月当たり	19,800円
(エ) 調定データ入力処理	1か月当たり	86,700円
(オ) 月例処理	1か月当たり	139,000円
(カ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	47,100円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 総務省報告処理	作業1回当たり	71,200円
(コ) 年次統計処理	作業1回当たり	44,500円
(サ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	43,500円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	4,900円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	630,300円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	389,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	4,900円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,300円

(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,000円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,000円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	19,800円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) 年次処理	作業1回当たり	29,700円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,300円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉱区税)	作業1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	作業1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1か月当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
(ケ) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(コ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	591,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,000円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1か月当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,000円
(カ) 決算統計処理	作業1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1か月当たり	112,100円
(ク) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	371,200円
(ケ) オンライン処理	1か月当たり	71,800円

(コ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(サ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,200円
(シ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	48,100円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) 納付情報登録処理	1か月当たり	64,300円
(ソ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	16,800円
(タ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	9,900円
(チ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	9,900円
(ツ) 収納明細データ作成処理	作業1回当たり	153,400円
(テ) 延滞金月次調定処理	1か月当たり	80,100円
(ト) 滞納繰越調定処理	作業1回当たり	81,000円
(ナ) 地方法人特別税月次集計処理	1か月当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知処理	1か月当たり	79,200円
(ウ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	42,900円
(エ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 不納欠損処理	作業1回当たり	74,200円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	121,100円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	88,200円
(ケ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	217,800円
(コ) 未納データベース作成処理	1か月当たり	420,000円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1か月当たり	39,600円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	作業1回当たり	19,800円
(ス) マスタ切り処理	作業1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1か月当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1か月当たり	99,000円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1か月当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1か月当たり	49,500円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	作業1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	作業1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	作業1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	49,500円
(ク) 法人データ突合処理	1か月当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1か月当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1か月当たり	19,800円
ス 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円

(カ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(キ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円
(ク) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
(ケ) 給紙ローラ (KIT TRAY FEED ROLL) 大	1個当たり	2,300円
(コ) 転写ローラ (HGS ASSY-BTR) 大	1個当たり	3,800円
(サ) 定着器 (FUSER ASSY) 大	1個当たり	31,600円
(シ) 給紙ローラ (KIT FEEDER, HCFMSI) 大	1個当たり	2,600円
(ス) 100Kキット (8500) 中	1個当たり	25,000円
(セ) ピックローラキット (手差し) 中	1個当たり	4,800円
(ソ) ピックローラキット (トレイ) 中	1個当たり	2,140円
(タ) 600Kキット (8450) 中	1個当たり	35,000円
(チ) カセットシュートキット 中	1個当たり	4,900円
(ツ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT MP) 小	1個当たり	4,000円
(テ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT) 小	1個当たり	4,100円
(ト) 定着器 (FIXING UNIT 115V) 小	1個当たり	31,200円
(ナ) レーザユニット (LASER UNIT) 小	1個当たり	27,200円
(ニ) 給紙ローラキット増設ホッパ (PAPER FEEDING KIT)		
小	1個当たり	4,100円
(ヌ) プリントヘッド (FMS-24◎P/H)	1個当たり	53,900円
(ネ) ピッカASSY A6 イコウ	1個当たり	35,300円
(ノ) リバースローラASSY A6 イコウ	1個当たり	26,300円
(ハ) A1940-0616 ガススプリング	1個当たり	10,000円
(ヒ) ピンチローラASSY (8個 組品)	1個当たり	5,000円
(フ) ピンチローラASY-749 (8個 組品)	1個当たり	12,000円
(ヘ) ケイコウランプ	1個当たり	24,800円
(ホ) N6370C/AS テンプチョウヒョウ	1個当たり	16,000円
(マ) フェルトA	1個当たり	300円
(ミ) フェルトB	1個当たり	380円
セ メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
ソ システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円
タ 調査関連費用		
(ア) システム影響度調査費	1人日当たり	38,250円
チ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料 (4月～12月)	1か月当たり	4,412,562円
(イ) 端末装置使用料 (1月～3月)	1か月当たり	4,445,664円
(ウ) 端末装置保守料 (4月～12月)	1か月当たり	1,961,783円
(エ) 端末装置保守料 (1月～3月)	1か月当たり	1,966,667円
(オ) 回線使用料 (4月～5月)	1か月当たり	893,370円
(カ) 回線使用料 (6月～3月)	1か月当たり	929,670円
(キ) 付属機器使用料	1か月当たり	570,000円
(ク) 情報セキュリティ対策料 (4月～8月)	1か月当たり	393,236円
(ケ) 情報セキュリティ対策料 (9月～3月)	1か月当たり	369,998円

(コ) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成	1か月当たり	217,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	117,000円
(キ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	51,900円
(ク) カナ情報修正データ作成	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	34,600円
(サ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,200円
(シ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	64,740円
(タ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	28,900円
(チ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	52,860円
(ツ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,160円
(テ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1か月当たり	79,500円
(ノ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	38,900円
(ヘ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	47,900円
(ホ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1か月当たり	10,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円

(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,000円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞納)	作業1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞納)	作業1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	267,300円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	作業1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1か月当たり	118,800円

オ 統計その他

(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成	1か月当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	29,700円
(キ) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,700円
(ク) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	118,400円
(ケ) 職権抹消処理	作業1回当たり	213,800円
(コ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(サ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	13,800円
(シ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ス) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
(セ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	128,700円
(ソ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円

カ 自動車取得税関係

(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	14,800円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	54,400円

キ プログラム作成関係

(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円
--------------	--------	---------

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第546号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年5月8日まで縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成29年4月6日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山からJリーグチームをつくる会

3 代表者の氏名

板倉登志子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市松江中三丁目2-20

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山にJリーグチームをつくる為の支援を行うと同時に、和歌山県における様々なスポーツの普及、振興に努め、県民の体力向上及び、意識向上、スポーツを通じての犯罪防止、青少年健全育成を行い、和歌山県全体における経済・文化等の活性化に寄与し、スポーツの盛んな和歌山、「元気 和歌山」を目指すことを目的とする。

和歌山県告示第547号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン福島店
和歌山県和歌山市福島89番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役 永見信之
大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

平成27年2月21日

5 変更した理由

商号変更のため

6 届出年月日

平成29年4月5日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年4月18日から同年8月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第548号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン海南店

和歌山県海南市重根116番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(変更後) コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 平成25年11月13日

(2) 平成27年2月21日

5 変更した理由

(1) 代表者変更のため

(2) 商号変更のため

6 届出年月日

平成29年4月5日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県海草興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北一丁目2番1)

海南市まちづくり部産業振興課 (海南市日方1525番地6)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年4月18日から同年8月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第549号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模

小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン串本店

和歌山県東牟婁郡串本町串本字小森生1758番地外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社たかす 代表取締役 鷹巣豊

和歌山県田辺市新万25番10号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県和歌山市元町奉行丁二丁目65番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

氏名又は名称:平成27年2月21日

住所:平成22年5月28日

5 変更した理由

商号変更及び本社移転のため

6 届出年月日

平成29年4月5日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課 (新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

串本町産業課 (東牟婁郡串本町串本1800番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年4月18日から同年8月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第550号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業期間 平成29年4月20日から平成30年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県新宮市

和歌山県告示第551号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき有田市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年6月6日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市全域

和歌山県告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき九度山町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年10月1日から平成29年3月22日まで
- 3 作業地域 和歌山県伊都郡九度山町全域

和歌山県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字栖原字苜菽1433番1地先から同町大字栖原字宮池尻973番1地先まで	旧	4.55 } 6.54	89.48	
同上	新	6.46 } 17.89	89.15	

和歌山県告示第554号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字栖原字苧萩1433番1地先から同町大字栖原字宮池尻973番1地先まで

供用開始の期日 平成29年4月18日

和歌山県告示第555号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町口ケ谷字藤野488番1地先から同町口ケ谷字藤野苔ケ843番1地先まで

供用開始の期日 平成29年4月18日

和歌山県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字菖蒲谷1836番1地先から同町大字原谷字油河564番1地先まで	旧	4.96 }	212.88	
同上	新	9.50 }	212.88	
		54.91		

和歌山県告示第557号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字菖蒲谷1836番1地先から同町大字原谷字油河564番1地先まで
供用開始の期日 平成29年4月18日

和歌山県告示第558号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項及び第54条第1項の規定により、大阪府と和歌山県の境界地に係る一般国道480号鍋谷トンネルの管理及び費用負担について、大阪府知事と平成29年3月27日付で協議が成立したので、同法第19条第5号の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定書

大阪府知事(以下「甲」という。)と和歌山県知事(以下「乙」という。)とは、道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項及び第54条第1項の規定により、大阪府と和歌山県の境界に係る一般国道480号鍋谷トンネル(以下「鍋谷トンネル」という。)の管理及び費用負担について、次のとおり協定する。

(協定道路)

第1条 この協定の対象となる道路は次のとおりとする。

路線名 一般国道480号

区間 大阪府和泉市父鬼町から和歌山県伊都郡かつらぎ町平

(鍋谷トンネル:大阪府側坑口から和歌山側坑口まで)

延長 3,697.00メートル

内 大阪府に属する区間の延長 2,323.00メートル(62.8%)

和歌山県に属する区間の延長 1,374.00メートル(37.2%)

境界 鍋谷トンネル内、府県境

2 この協定でいう鍋谷トンネルとは、トンネル及びこれらを保全するために設けられた付属施設・工作物をいう。

(権限代行)

第2条 前条で指定した区間の道路の管理は大阪府が行い、和歌山県に属する区間については道路法第27条第4項の規定に基づき、大阪府が和歌山県の権限を代行する。ただし、道路法施行令第5条(昭和27年政令第479号)の規定により協議して定める権限は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 道路法第24条、第32条から第41条まで及び道路法第47条から第47条の5までの規定による道路管理者の権限
- (2) 前号に規定する権限に係る道路法第71条から第73条までの規定による道路管理者の権限
- (3) 前条で指定した区間の道路の災害復旧事業。ただし、境界をまたぐ施設については、甲乙が事前に協議するものとする。

(費用の負担)

第3条 道路の維持、修繕に要する費用(以下「維持管理費」という。)の負担は次のとおりとする。

- (1) 第1条に記載したトンネルの延長割とする。
 - (2) 費用負担を要する区域が明確であるものについては、当該区域の属する県の負担とする。
 - (3) 費用負担が明確にできないものについては、管理協定区間の延長割とする。
- 2 甲は、毎会計年度開始前に維持管理費の負担額を乙に通知する。
 - 3 乙は、甲の請求により、毎年度当初にその負担額の2分の1を予納し、精算完了後に精算額を出納整理期間中に納入する。
 - 4 維持管理費以外に費用を要する場合は、あらかじめ甲は乙に協議する。

(協議事項)

第4条 前条の工事を施工しようとする場合は、当該工事内容等について、その都度甲乙事前に協議する

ものとする。ただし、トンネル照明の交換や保守点検などの軽易なもの及び緊急時の道路啓開等などの緊急性の高いものについては除く。

(道路の区域、供用開廢の資料提供)

第5条 乙は、協定区域内において道路の区域変更及び供用の開廢を行う場合、甲に事前に連絡を行うとともに、公示後、表示図の写しを甲へ提供するものとする。

(道路台帳)

第6条 乙は、道路台帳を調製した場合、甲へ写しを提供するものとする。

(通行制限)

第7条 甲は道路法第46条の規定により通行制限を行った場合は、その都度乙に通知する。

(協定の効力)

第8条 この協定は、協定区間の道路が供用開始された時点から効力を生ずるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 道路管理者
大阪府知事 松井 一郎
乙 道路管理者
和歌山県知事 仁坂 吉伸

和歌山県告示第559号

河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 河川の名称 一級河川海神川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成29年4月18日
- 3 廃川敷地の位置 紀の川市畑野上字山添80番3
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地1,205.07㎡

和歌山県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
瓜谷(389)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

上坂本（64）、裕（67）、坂本（70）、江川（446）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

野井谷川（4-204-1-049）、野井下谷川（4-204-1-051）、須佐東谷川（4-204-1-052）、神光谷川（4-204-1-053）、上高山谷川（4-204-1-054）、千田谷川（4-204-1-081）、鎌池谷川（4-204-2-011）、北山西谷川（4-204-3-007）、二ヶ村谷川（4-204-1-015）、瀬井谷川（4-204-1-016）、法谷川（4-204-1-017）、下中島西谷川（4-204-2-004）、下中島東谷川（4-204-2-005）、佐山（I-706）、岡崎（I-707）、神後原（I-708）、狩谷（I-709）、高田南原（I-710）、高田（I-711）、高田原・神谷北・神谷南・千田西・峠（I-712）、千田青木（II-3022）、千田（101）（II-40339）、千田（102）（II-40340）、千田気鎮（III-1523）、山田原（I-697）、西向・西向（I-698）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、急傾斜地の崩壊及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

本池谷川（4-204-1-050）、山田原表山（Ⅱ-3006）、千田西（208）、野井（209）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第563号

次の和歌山県収納員証は、亡失のため平成29年4月5日付けで無効としたので、公告する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

収納員証番号	交付年月日	所属名	氏名
税外No. 2811	平成25年4月1日	日高振興局建設部	宮崎英彰

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年4月18日

和歌山県公安委員会委員長 大桑 埴 嗣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成29年7月5日（水）から同月14日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	平成29年7月10日（月）から同月14日（金）までの5日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない

者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成29年5月30日（火）から同年6月1日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行った者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成29年6月5日（月）から同月7日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込みに係る注意事項

- ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習(1号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「1号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(1号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)の「ア」、ウ若しくはオ又は2の(2)の「ア」、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)の「ア」に該当する者については(1)の「イ」の「ア」に掲げる履歴書の提出を、2の(2)の「ア」に該当する者については(2)の「ウ」の「ア」に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習(1号) 47,000円

(2) 追加取得講習(1号) 23,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3058)

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成29年4月18日

和歌山県労働委員会会長 有田佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成29年4月5日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～41期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～41期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
よしざわなのみ 吉澤尚美	弁護士	40期～41期公益委員	H26. 4. 2
こじまのりあき 小鳥典明	関西外国語大学教授	41期公益委員	H28. 4. 6
やすだえいいち 保田栄一	(前) 和歌山県監査委員	41期公益委員	H28. 8. 3
じんとくこうじ 神徳皓治	(元) 和歌山県参事	39期～41期公益委員	H24. 4. 4
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～41期労働者委員	H20. 3. 19

はまじまきよし 濱地正由	和歌山県電力総連会長	40期～41期労働者委員	H26. 8. 6
もりはらかつひろ 森原功裕	UAゼンセン和歌山県支部支部長	40期～41期労働者委員	H27. 4. 1
いけだゆうすけ 池田祐輔	基幹労連和歌山県本部委員長	40期～41期労働者委員	H27. 4. 1
みなとひろゆき 湊博行	情報労連和歌山県協議会議長	41期労働者委員	H28. 4. 6
ふるたにのりお 古谷紀男	近畿労働金庫和歌山地区統括本部本部長	34期～40期労働者委員	H15. 2. 17
よこやまみつひろ 横山光裕	(前) UAゼンセン和歌山県支部支部長	38期～40期労働者委員	H22. 11. 17
とうごうたかふみ 東郷隆文	連合和歌山事務局長	38期～40期労働者委員	H23. 4. 20
しまもとよしかず 嶋本佳和	情報労連大阪地区協議会事務局長	39期～40期労働者委員	H24. 4. 4
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～41期使用者委員	H14. 2. 27
こぼたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役会長	35期～41期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期～41期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期～41期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～41期使用者委員	H25. 2. 6
たにいわお 谷巖	労働委員会事務局局長		H29. 4. 5
にごしこうへい 二越宏平	労働委員会事務局審査調整課長		H28. 4. 6
そのべこうぞう 園部浩三	労働委員会事務局審査調整課副課長		H29. 4. 5
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
なかむらやすたか 中村安隆	労働委員会事務局審査調整課主任		H25. 4. 3
たちばなともひろ 橘智洋	労働委員会事務局審査調整課主査		H29. 4. 5

公 告

紀の川水系貴志川圏域河川整備計画の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、紀の川水系貴志川圏域河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部総務調整課及び海南工事事務所、那賀振興局建設部総務調整課並びに伊都振興局建設部総務調整課においてこれを公表する。

平成29年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸